

提案公募型アウトソーシング事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、みやぎサービス共創提案公募制度において取り組むこととしている提案公募型アウトソーシング事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 提案者

提案者は、民間企業、NPO及び大学・研究機関等の団体で、提案の内容を自ら実施できる者（以下「民間等」という。）とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する民間等は対象としないものとする。

- (1) 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年10月31日宮城県告示第1275号）第4条の規定に基づく入札参加登録を受けていないもの（ただし、NPOは除く。）
- (2) 法令等に違反する行為を行ったもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反する行為を行ったもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）又は会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）による再生又は更生手続中若しくは指名停止を受けているもの
- (5) 人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 政治活動を助長するおそれのあるもの
- (7) 宗教活動を助長するおそれのあるもの
- (8) その他対象とすることが適当でないと認められるもの

第3 提案対象

1 提案対象とする業務

提案対象とする業務は、知事部局が実施するすべての業務とする。

ただし、必要に応じ個別に提案を求める業務を設定することができるものとする。

なお、提案は、県が実施している現行の業務のアウトソーシングを図るため、さらなるサービス向上や効率化の観点から、最もふさわしい公共サービスの担い手、手法等について募集するものであり、その委託先を募集するものではない。

2 募集する提案内容

- (1) 県が直営で実施している業務を民間等が主体となって行う民営化・委託化提案
業務の実施主体が民間等になること（民営化）や業務の運営を民間等が担うこと（委託化）により、サービスの質の向上やコスト削減などが図られるもの
- (2) 県が行っている委託業務に係る提案
現在実施している委託業務のうち、委託内容等を変更することにより、サービスの質の向上や業務の効率化、又はコスト削減などが図られるもの

第4 提案の方法

1 提案方法

企画提案書（様式1）及び提案者に関する調書（様式2）に必要事項を記入し、電子メール、電子申請システム、FAX、郵送又は持参により、行政経営推進課に提出するものとする。

2 質疑・照会

提案に先立ち、県が実施している業務について質疑・照会がある場合は、「質疑・照会票」（様式3）に内容を記入し、行政経営推進課あて、電子メール、電子申請システム、FAX、郵送又は持参により提出するものとし、行政経営推進課が担当課に照会した後、当該質疑・照会内

容を質問者あて回答するものとする。また、質疑・照会内容及び対応状況の概略については、ホームページに適宜掲載し、情報の共有化を図ることとする。

第5 提案内容の協議・選定・公表等

1 提案内容の協議

行政経営推進課は、民間等から提案を受け付けた後、提案された業務の担当課あてにその内容を照会し、担当課は必要に応じて提案者との間で、提案内容に関する説明や意見を求め、情報交換を行うものとする。

2 提案の選定

担当課の長は、提案内容に関して当該業務のアウトソーシングの実施可能性などを審査し、採否を決定するものとする。

採用を決定した提案に係る事業については、原則として競争入札により、事業者を選定するものとする。ただし、提案内容に提案者独自の工夫・アイデア・企画等が盛り込まれ、競争入札では提案者の利益を大きく損なうおそれがあると判断される等、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第2号に該当する場合は、提案者の適格性などを審査した上で、提案者を事業者として選定することができるものとする。

3 結果の公表

担当課は、提案内容の採否の結果を行政経営推進課に報告するものとし、行政経営推進課は、選定結果を提案者に通知するとともに、提案の概要をホームページ上で公表するものとする。

また、その通知及び公表時期については、予算の措置状況を勘案して行うこととする。ただし、新たな事業費の予算化なしに実現可能なものや、業務運営上、早期に詳細を決定する必要があるもの等については、適宜、提案者に選定結果を通知することとする。

第6 その他

(1) みやぎサービス共創提案公募制度実施要綱（平成23年8月1日施行）第3の3（3）に定める使用許諾については、第5の2に定める事業者選定等で使用する場合に限り、事前確認をとらなくても、使用許諾したものとみなすものとする。

(2) この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

みやぎサービス共創提案公募制度企画提案書

(提案公募型アウトソーシング事業)

宮城県知事	殿	平成 年 月 日	<div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 所在地： _____ 名 称： _____ 代表者名： _____ 印 </div>
提案タイトル			
具体的な提案内容	<p>※以下の内容について、具体的な記載をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容（県が直営で実施している業務の民営化・委託化や既存委託業務の改善に係る具体的な内容・手法等） ・実施時期 ・提案内容を実施する際の事業費見積（概算） ・事業実施に当たっての条件・考えられる課題 等 <p>※記入欄が不足する場合や参考資料がある場合は、別紙として添付してください。</p>		
提案による効果	<p>※以下の内容に関する内容の記載をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が直営で実施する業務や既存の委託業務と比べた際の優位点 ・県民サービスの向上点 ・事業実施に係るコスト削減 等 		
提案者名の公表	<p>提案の可否に関わらず提案者名を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表可 ・公表不可 <p>(公表不可の場合は、提案者名を伏せ、「企業」、「NPO」、「団体」等として公表させていただきます)</p>		

提案者に関する調書

(提案公募型アウトソーシング事業)

貴社又は貴団体の名称	名 称	(ふりがな)
	1. 企業 2. NPO 3. 大学・研究機関 4. 財団・社団法人 5. その他 ()	
代 表 者	役 職 名	
	氏 名	(ふりがな)
所在地・連絡先	〒 ー	
	担当部署・職名	
	担 当 者 氏 名	(ふりがな)
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	E - m a i l	
	U R L	
設 立 年 月 日		
従 業 員 ・ 会 員 数		
業 種	※日本標準産業分類における業種をご記入ください。	
主 な 事 業 ・ 活 動 内 容	※その他、貴社又は貴団体等の状況が分かる資料がありましたら添付願います。なお、貴社又は貴団体等の状況がホームページに掲載されている場合には、当欄に当該ページのURLを記載願います。	
委 託 事 業 ・ 補 助 金 の 実 績	※過去3年間で官公庁から事業を受託したことがある場合は、事業名・委託契約先名・受託時期を、また補助金を受けたことがある場合は、名称・助成団体名・時期等を記入してください。	

質 疑 ・ 照 会 票
(提案公募型アウトソーシング事業)

貴社・貴団体の名称	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
e-mail	
確認したい業務名	
業務担当課	※不明な場合は、記載不要です。

質 疑 ・ 照 会 内 容
※県の事業内容や取組状況等、提案する際に必要な質疑・照会がある場合は、本様式にできるだけ具体的にご記入ください。

※県記入欄 (回答内容等)